

**観光振興事業費補助金交付要領**  
**(FAST TRAVEL 推進支援事業、空港旅客受入環境機能強化等事業、空港混雑緩和対策事業)**

令和8年4月9日 国空総第3号

この交付要領は、観光振興事業費補助金交付要綱（令和8年4月9日 国空総第2号。以下「交付要綱」という。）のほか、観光振興事業費補助金の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

## I. 共通事項

### 1. 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに交付要綱の定めるところによる。

### 2. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第7条第1項第1号ただし書に規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第1関係別紙1に記載の「申請する事業の目的・内容」又は「補助対象となる経費の総額」の変更

## II. FAST TRAVEL 推進支援事業

### 1. 共通事項

#### ①事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、FAST TRAVEL 推進支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局に要望を提出する。

### 2. 搭乗関連手続きの円滑化事業

#### ①基本的な考え方

##### 1) 顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化

空港を利用する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、顔認証技術を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続を一元化して円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する顔認証対応機器・システムの導入を対象とする。

##### 2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

空港を利用する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、先端技術を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続の円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する先端機器・システムの導入を対象とする。

##### 3) 手荷物輸送等の円滑化

航空旅客取扱施設から航空機までの間の旅客輸送又は手荷物輸送の円滑化を目的とした先進機能の整備に要する経費の一部を補助するものとする。

#### ②機能面の要件

##### 1) 顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについて、顔認証機能を有し、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

##### 2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについては、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

スマートレーンについては、自動で手荷物の仕分け、輸送が可能なレーンであること。

スマートレーンに付随するX線検査機器については、先進技術を活用した機器であること。

##### 3) 手荷物輸送等の円滑化

手荷物搭降補助機材については、バゲージハンドリングシステム、コンテナ又は航空機への手荷物の積み付け及び積み降ろしに用いる補助機材であること。ただし、労働負荷を軽減することを目的とした身体に装着する機材は補助の対象としない。

自動走行トローイングトラクターについては、手荷物を搭載するコンテナをけん引することを目的としたトラクターであり、自動運転レベル3（※1）以上の機能を有する機材であること。

空港業務最適化システムについては、空港業務において、スタッフが作業時にリアルタイムで情報共有を行うことを目的としたものであること。

自動走行バスについては、旅客の輸送を目的としたバスであり、自動運転レベル3（※1）以上の機能を有する機材であること。

自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋については、装着作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有するものであること。

自動ハイリフトローダーについては、搭降載作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有するものであること。

自動航空機牽引機については、牽引作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有するものであること。

高速バゲージハンドリングシステムについては、旅客の預入手荷物を迅速かつ正確に搬送することを目的としたものであり、高速搬送機能（※2）又は手荷物仕分け機能（※3）を有すること。

（※1）「自動運転レベル」とは、「空港運用業務指針 5章 制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い」に基づき承認する自動運転車両のレベルをいう。

（※2）「高速搬送機能」とは、最大搬送速度 150m/min 以上の荷物搬送機能を有することをいう。

（※3）「手荷物仕分け機能」とは、手荷物仕分け作業を自動化する機能を有することをいう。

### ③実施要件

航空旅客取扱施設内での搭乗関連手続き全体での円滑化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

手荷物輸送等の円滑化のうち、手荷物搭降載補助機材、自動走行トーイングトラクター、自動ハイリフトローダー及び自動航空機牽引機については、補助対象事業者は、手荷物輸送等作業を営む他の事業者（以下、他事業者という。）から共同利用の要請があった場合には、他事業者が補助金の交付の目的に反して使用しないことを確認したうえで、導入した機材の稼働状況を勘案し、その維持管理費等に基づき貸し付け時の利用料金を適切に設定するなど、要請に対応する旨を補助金交付申請時に明確にするものとする。

### ④補助対象経費

#### 1) 顔認証による搭乗手続きの円滑化

航空旅客取扱施設における搭乗関連手続きに係る顔認証対応機器の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、機器の新規整備だけでなく、既存機器の改良等による顔認証対応機器の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

##### ア) 顔認証対応機器の整備・改良に要する経費

- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートの機器購入費
- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・顔認証による各機器の一元化システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

##### イ) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

#### 2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

航空旅客取扱施設における搭乗関連手続きに係る先進機器の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、機器の新規整備だけでなく、既存機器の改良等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

##### ア) 先進機器の整備・改良に要する経費

- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートの機器購入費
- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・スマートレーン（自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン）設備の購入費
- ・スマートレーンを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・スマートレーンに付随する X 線検査機器（CT 型に限る。）の購入費
- ・ボディスキャナー（処理能力の高い機器に限る。）の機器購入費
- ・ボディスキャナーを稼働するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・預入手荷物検査装置の機器購入費
- ・預入手荷物検査装置を稼働するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

##### イ) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

### 3) 手荷物輸送等の円滑化

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、新規購入だけでなく、既存機材の改造等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

#### ア) 先進機材の整備・改造に要する経費

- ・手荷物搭降載補助機材の購入費及び設置工事費
- ・自動走行トーイングトラクターの購入費若しくは改造費

#### ・空港業務最適化システムの購入費

- ・空港業務最適化システムを構築するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

#### ・自動走行バスの購入費若しくは改造費

- ・自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋の購入費、設置工事費及び改造費（なお、装着作業の高度化・効率化に資する部分のみを補助対象とする。）

#### ・自動ハイリフトローダーの購入費若しくは改造費

#### ・自動航空機牽引機の購入費若しくは改造費

#### ・高速バゲージハンドリングシステムの購入費及び設置工事費

#### イ) 上記整備・改造に必要な付帯設備に要する経費

- ・本事業で導入する機材を稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

## 3. 旅客動線の合理化・高度化事業

### ①基本的な考え方

#### 1) 旅客動線合理化システム

空港において利用者の混雑や待ち時間の改善に資する、CUTEシステムの導入及び、インラインスクリーニングシステム導入に伴う施設整備に要する経費の一部を支援する。2) ビジネスジェット専用動線等

高付加価値旅行者の訪日需要を促進するため、ビジネスジェット利用者の安全性・秘匿性の確保及び移動時間の短縮を図るための専用動線の整備に要する経費の一部を支援する。

#### 3) 空港ビル施設の配置適正化

空港において旅客の混雑や待ち時間の改善に資する、旅客動線の見直しのための改修に要する経費の一部を支援する。

### ②機能面の要件

#### 1) 旅客動線合理化システム

CUTEシステムについては、複数の航空会社が共通で利用可能な予約、搭乗券・手荷物タグ発券を行うシステムであること。

インラインスクリーニングシステムは、旅客の搭乗手続きによる待ち時間短縮のため、チェックイン後に預入手荷物の検査を実施することが可能となるよう、預入手荷物の検査機器及び搬送設備から構成されるシステム（方式）とすること。

チェックインカウンター周辺における検査結果待ち旅客の滞留防止対策を講じること。

#### 2) ビジネスジェット専用動線等

ビジネスジェット旅客に対して、安全性の向上、プライバシーの確保等、利便性の向上に資するための動線を確保する施設であること。

#### 3) 空港ビル施設の配置適正化

出発旅客動線の見直しのための改修については、チェックインカウンター周辺から航空機搭乗までの間に通過する動線上の範囲において、旅客の混雑や待ち時間の改善を図るものであること。

到着旅客動線の見直しのための改修については、航空機降機から到着ロビーに至る間に通過する動線上の範囲において、旅客の混雑や待ち時間の改善を図るものであること。

### ③実施要件

#### 1) 旅客動線合理化システム

訪日誘客支援空港を優先的に取り扱うものとする。

#### 2) ビジネスジェット専用動線等

これまでの実績や今後の需要見込みを踏まえて受入する空港とする。

#### 3) 空港ビル施設の配置適正化

旅客の混雑が現に生じている空港を優先的に取り扱うものとする。

### ④補助対象経費

#### 1) 旅客動線合理化システム

ア) CUTEシステムについては、以下を補助対象経費とする。

- ・CUTE 端末設備の購入費

- ・CUTEシステムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

- ・上記に係る整備・改良を実施する場合の設計費及び工事費

- イ) インラインスクリーニングシステムについては、以下を補助対象経費とする。
  - ・インラインスクリーニングシステムの整備・改良に係る設計費及び工事費
  - ・預入手荷物検査結果表示システム構築・サーバー及びPC 端末設置費
  - ・手荷物タグ読み取り装置設置費
  - ・チェックインカウンター周辺における検査結果表示用ディスプレイ設置費
  - ・その他、旅客滞留防止対策に必要な付帯設備に係る設計費及び工事費
- 2) ビジネスジェット専用動線等  
 ビジネスジェットの専用動線については、以下を補助対象経費とする。
  - ・CIQ カウンターの整備・改良に係る設計費及び工事費
  - ・待合施設の整備・改良に係る設計費及び工事費
  - ・エプロンルーフの整備に係る設計費及び工事費
  - ・自走式スロープの整備に係る設計費及び工事費
  - ・専用通路の整備・改良に係る設計費及び工事費
- 3) 空港ビル施設の配置適正化  
 空港ビル施設の配置適正化については、以下を補助対象経費とする。ただし、構造躯体に係る経費は補助の対象としない。
  - ・チェックインカウンター周辺の混雑改善に必要な改修に係る設計費及び工事費
  - ・旅客の円滑な移動に必要な改修に係る設計費及び工事費
  - ・保安検査場の狭隘改善に必要な改修に係る設計費及び工事費
  - ・待合施設の混雑改善に必要な改修に係る設計費及び工事費
  - ・手荷物受取所の混雑改善に必要な改修に係る設計費及び工事費

### Ⅲ. 空港旅客受入環境機能強化等事業

#### 1. 共通事項

##### ①事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、空港旅客受入環境機能強化等事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局等に要望を提出する。

#### 2. 空港ターミナルビルの機能強化事業

##### ①基本的な考え方

公共交通機関等におけるオーバーツーリズムに配慮しつつ、地方誘客を推進するため、地方空港を含めた空港ターミナルビルの機能向上に要する経費を対象とする。

##### ②機能面の要件

空港ターミナルビルの機能向上により、新規就航・増便、搭乗への支障の解消・未然防止が図られる整備であること。

##### ③実施要件

空港ターミナルビルの機能向上の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

##### ④補助対象経費

空港ターミナルビルの機能向上については、以下を補助対象経費とする。ただし、補助対象範囲は、新規就航・増便、搭乗への支障の解消・未然防止に必要な旅客へ直接影響が生じている範囲に限るものとする。

- ・チェックインカウンターの増設や移設に必要な整備に係る工事費
- ・旅客の円滑な移動に必要なコンコース等の拡張に必要な整備に係る工事費
- ・保安検査場の拡張や検査機器の増設、移設に必要な整備に係る工事費
- ・搭乗待合施設の拡張に必要な整備に係る工事費
- ・手荷物受取所の拡張やターンテーブルの増設、移設に必要な整備に係る工事費
- ・上記整備に必要な付帯設備等に係る工事費

#### 3. 空港アクセスの改善事業

##### ①基本的な考え方

公共交通機関等におけるオーバーツーリズムに配慮しつつ、地方誘客を推進するため、空港駅や二次交通への機能改善に要する経費を対象とする。

##### ②機能面の要件

空港駅や二次交通への機能改善により、新規就航・増便、搭乗への支障の解消・未然防止が図られる整備であること。

##### ③実施要件

空港駅や二次交通への機能改善の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

#### ④補助対象経費

空港アクセスの改善については、以下を補助対象経費とする。ただし、補助対象範囲は、新規就航・増便、搭乗への支障の解消・未然防止に必要な旅客へ直接影響が生じている範囲とするものとする。

- ・空港駅、二次交通への動線改善に必要な旅客取扱施設の整備に係る工事費
- ・空港駅、二次交通への機能改善に必要な待合施設の拡張や整備に係る工事費
- ・空港駅、二次交通への機能改善に必要な乗降場の拡張や整備に係る工事費
- ・上記整備に必要な付帯設備等に係る工事費

### 4. 空港業務の業務効率化・職場環境改善・生産性向上事業

#### ①基本的な考え方

インバウンド需要に国内各地で対応するとともに、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、空港業務の業務効率化・職場環境改善・生産性向上に要する経費を対象とする。

#### ②機能面の要件

空港業務の業務効率化・職場環境改善・生産性向上が図られる整備であること。

#### ③実施要件

空港業務の業務効率化・職場環境改善・生産性向上を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

#### ④補助対象経費

空港業務の業務効率化・職場環境改善・生産性向上については、以下を補助対象経費とする。

##### 1) 業務の効率化の推進

空港内における業務の効率化に資する先進機器等の整備に必要な経費を補助対象とする。

##### 2) 空港業務を担う人材の職場環境改善

空港業務を担う人材の職場環境改善に資する共用の従業員用施設・設備（休憩室、保育施設、食堂等）の整備に必要な経費を補助対象とする。

##### 3) 空港業務の生産性向上に資する取組

空港業務の生産性向上に資する空港における資機材の共有化又は共用化、及び応援派遣、業務委託の需要変動リスクへの対応に要する経費を補助対象とする。

### IV. 空港混雑緩和対策事業

#### 1. 共通事項

##### ①事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、空港混雑緩和対策事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局に要望を提出する。

#### 2. 滑走路上等の除雪への体制強化事業

##### ①基本的な考え方

滑走路上等の積雪による除雪作業の遅れ等により、空港ターミナル内の旅客の滞留や混雑を抑制するため、先進資機材の導入を対象とする。

##### ②機能面の要件

滑走路上等の除雪について、効率的に作業を実施するための先進性のある資機材であること。

##### ③実施要件

除雪作業全体での効率化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

##### ④補助対象経費

###### ア) 先進資機材の整備に要する経費

- ・除雪資機材の購入費若しくは改造費
- ・自動凍結防止剤散布ロボットの購入費
- ・積雪状況監視システムの機器購入費
- ・積雪状況監視システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

###### イ) 上記整備の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

### 3. 航空機の融雪作業への体制強化事業

#### ①基本的な考え方

航空機の融雪作業の遅れにより、空港ターミナル内の旅客の滞留や混雑を抑制するため、先進資機材の導入を対象とする。

#### ②機能面の要件

航空機の融雪作業について、効率的に作業を実施するための先進性のある資機材であること。

#### ③実施要件

融雪作業の効率化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

#### ④補助対象経費

- ・ワンマンデアイシングカーの整備に要する経費

### 4. 鳥衝突防止対策の体制強化事業

#### ①基本的な考え方

鳥衝突の防止作業により、空港ターミナル内の旅客の滞留や混雑を抑制するため、先進資機材の導入を対象とする。

#### ②機能面の要件

鳥衝突の防止について、効率的に作業を実施するための先進性のある資機材であること。

#### ③実施要件

バードストライク低減の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

#### ④補助対象経費

ア) 先進資機材の整備に要する経費

- ・鳥検知システムの機器購入費
- ・鳥検知システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・鳥害対策用高周波装置の機器購入費
- ・鳥害対策用高周波装置を構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・鳥害忌避レーザー装置の機器購入費
- ・鳥害忌避レーザー装置を構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

イ) 上記整備の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

### 5. 旅客案内等の体制強化事業

#### ①基本的な考え方

降雪や豪雨等が発生した際に天候、アクセスの運行状況や運航再開等の情報を各事業者が共有し、旅客案内等を効率的に実施し、空港ターミナル内の旅客の滞留や混雑を抑制するため、先進資機材の導入を対象とする。

#### ②機能面の要件

天候トラブル時の混雑防止等について、効率的に作業を実施するための先進性のある資機材であること。

#### ③実施要件

天候トラブル時の情報共有による混雑防止等を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

#### ④補助対象経費

ア) 先進資機材の整備に要する経費

- ・空港運用関連情報共有化システムの機器購入費
- ・空港運用関連情報共有化システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

イ) 上記整備の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。